

リバサイトを適用した 加古川かわまちづくりについて

国土交通省 近畿地方整備局 姫路河川国道事務所
調査課 加古川・揖保川流域治水室
令和7年10月

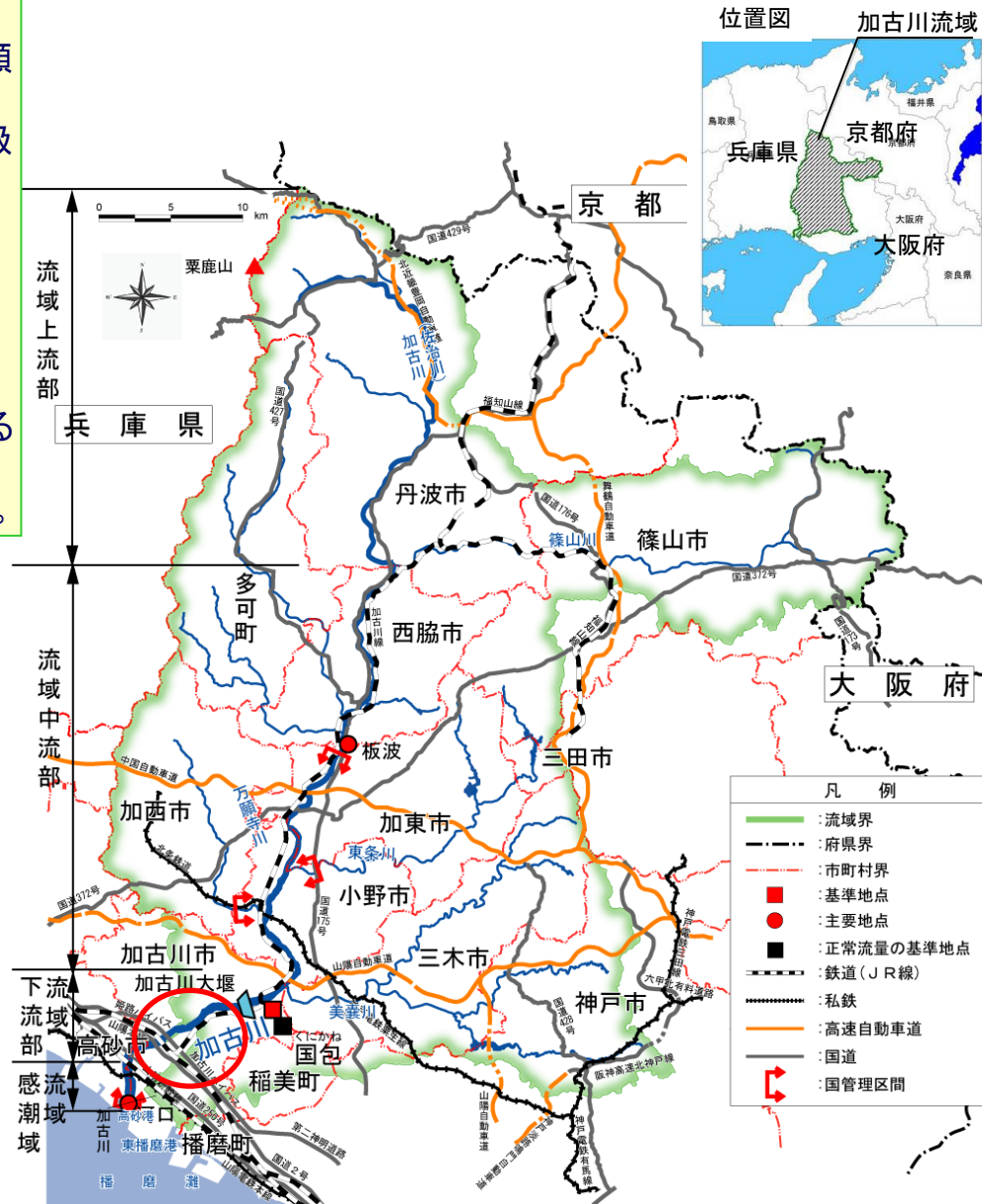
1. 加古川の概要(流域の概要)

- 加古川は、その源を兵庫県朝来市山東町と丹波市青垣町の境界にある栗鹿山(標高962m)に発し、途中、東条川、万願寺川、美嚢川等を合流し瀬戸内海に注ぐ、流域面積1,730km²、幹線流路延長96km、流域内人口約63万人の一級河川である。
- 流域市町村は、兵庫県の加古川市、小野市、加東市等の主要都市をはじめとする11市3町からなり、流域上流部の丹波地域、流域中・下流部の東播磨地域に大別される。
- 流域下流部に、播磨臨海工業地域として重化学工業が盛んな加古川市や高砂市が位置しており、氾濫原に多くの人口・資産が集中している。また、流域中流部では、舟運による物流の集散地・中継地として町が形成されたため、加東市(滝野地区)を中心として加古川沿いに家屋が連担している。

河口部・下流部の状況



中流部の状況



基本コンセプト

「駅からの回遊性を生み出す新しい日常空間の創造」

事業効果

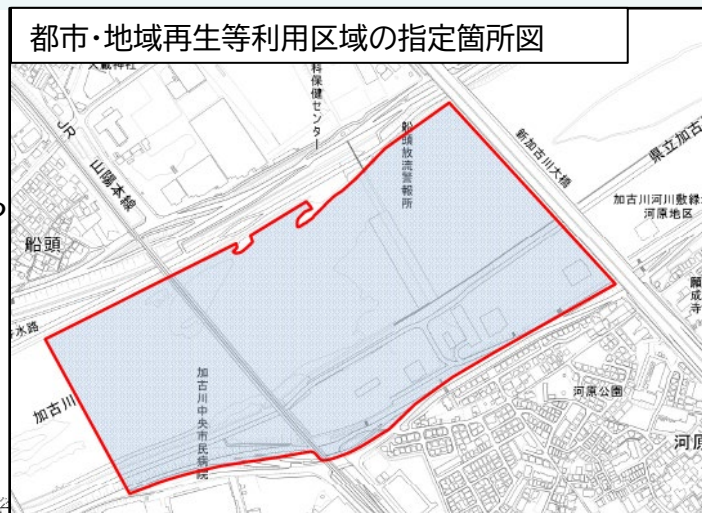
①住みたくなるまち ②遊びに行きたくなるまち ③安全・安心なまち

事業期間

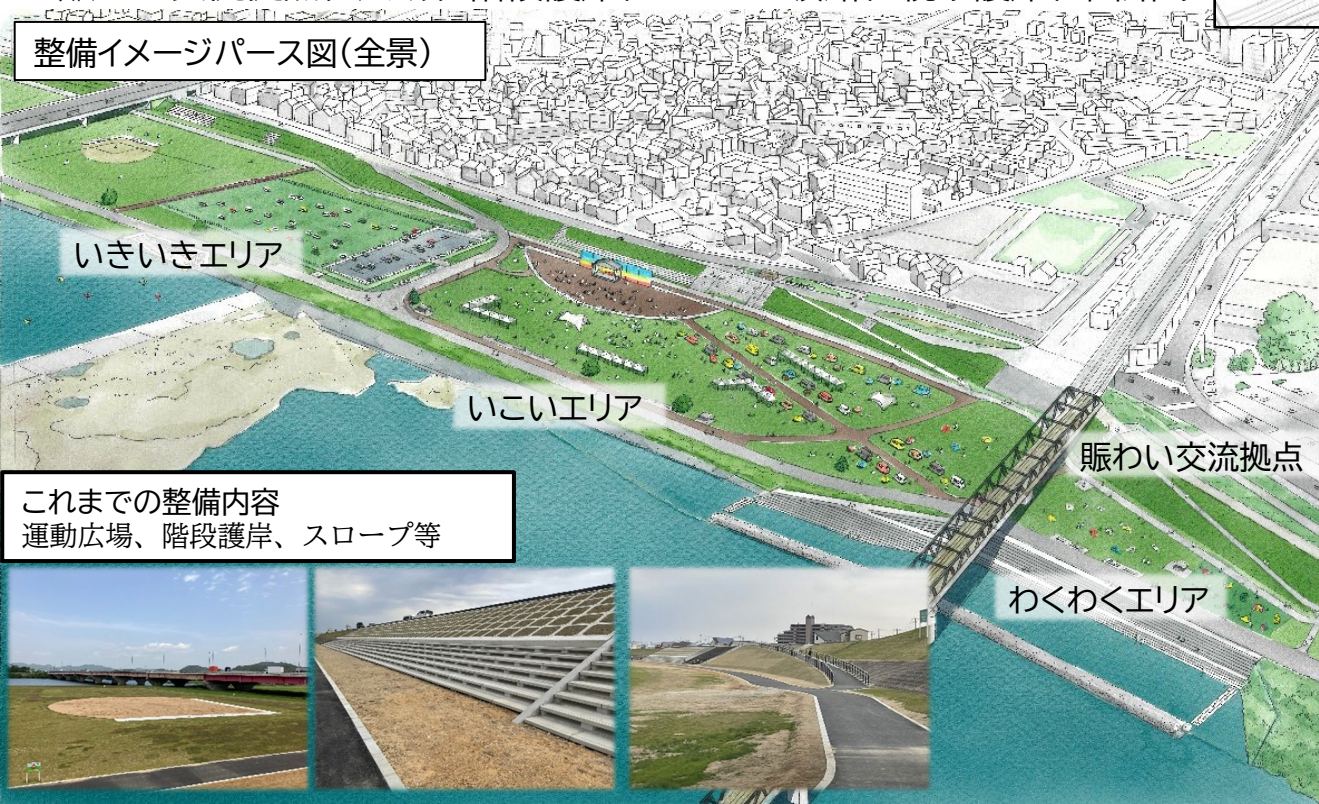
令和5年度～令和9年度

施設整備内容

賑わい交流拠点、広場、階段護岸、バリアフリー坂路、親水護岸、園路等



整備イメージパース図(全景)



河川敷イベントの様子

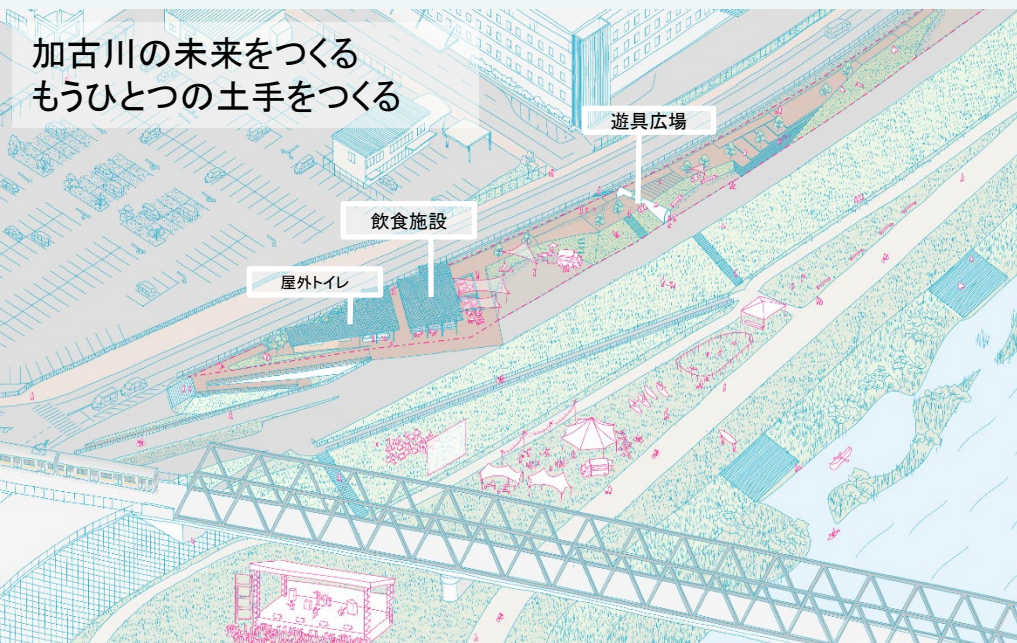


これまでの整備内容

運動広場、階段護岸、スロープ等



加古川の未来をつくる
もうひとつの土手をつくる



整備運営事業者

SAVE KAKOGAWAコンソーシアム
代表企業 株式会社ムサシ(加古川市)
構成員 前川建設株式会社(加古川市)
株式会社クル (大阪市)

基本コンセプト

- ・加古川の未来をつくる
- ・もうひとつの土手をつくる

目的・事業方針

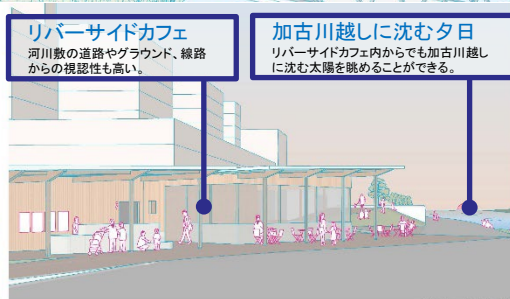
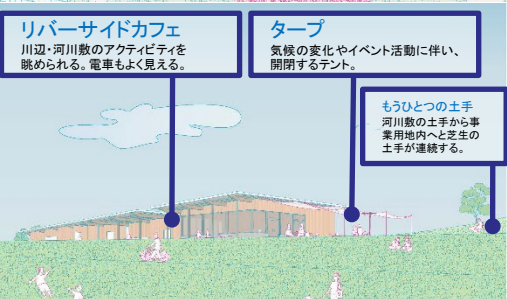
- 1 加古川市全体の魅力を高めていくこと
- 2 川に親しむきっかけをつくること
- 3 子育て世代の居場所となること
- 4 長く使い続けられる場となること

提案内容の概要

ゾーン名	施設	内容
民間ゾーン	・リバーサイドカフェ ・屋外シャワー ・土手広場	・飲食施設 ・シャワー施設 ・野外イベント等にも活用可能
公共ゾーン	・屋外トイレ ・みんなの洗い場 ・遊具広場	・男性用、女性用、多目的トイレ ・多目的に利用できる屋外の洗い場 ・地形を活かした遊具等

今後のスケジュール(予定)

日程	内容
令和7～8年	協議・設計、盛土整備工事
令和9年	施設建設工事
令和10年4月	全体オープン



河川空間のオープン化について

概要

河川敷地の占用主体は原則として公共性・公益性を有する者であるが、河川敷地をにぎわいのある水辺空間として積極的に活用したいというニーズの高まりを受け、**平成23年に河川敷地占用許可準則を改正し**、一定の要件を満たす場合、「都市・地域再生等利用区域」を指定して、**営業活動を行う事業者等も河川敷地の利用を可能**としたもの。

⇒ 河川空間のオープン化



広島県 京橋川 水辺のオープンカフェ



大阪府 土佐堀川 北浜テラス



愛知県 乙川 QURUWA戦略

オープン化が適用される要件

- ✓ 河川敷地を利用する区域、施設、主体について地域の合意が図られていること。
- ✓ 通常の占用許可でも満たすべき各種基準に該当すること。
(治水上及び利水上の支障がないこと等)
- ✓ 都市・地域の再生及び河川敷地の適正な利用に資すること



埼玉県 荒川 バーベキュー場

都市・地域再生等利用区域において 占用許可が可能な施設

- 広場、イベント施設、遊歩道、船着場
- 前述の施設と一体をなす飲食店、売店、オープンカフェ、広告板、広告柱、照明・音響施設、キャンプ場、バーベキュー場、切符売場、案内所、船舶修理場等

リバサイト

RIVA SITE

- リパサイト

■ 現 状

- 河川敷において地域の活性化と河川管理の効率化を両立するにあたっては、以下の課題がある。

- ・民間事業者の占用許可期間の上限が10年以内となっており、建築物などを活用した長期的な経営戦略がたてられない。
- ・民間事業者の占用許可が施設毎となっており、施設周辺も含めたエリア一体での経営戦略がたてられない。
- ・民間事業者にとって建築物などの占用が可能なサイトが分からない。
- ・民間事業者による収益を河川管理施設に還元する仕組みがない。

■ RIVASITEの概要

- 更なる規制緩和※

- 占用期間満了後の更新を保証
(ex. 10年→10年+10年)
- 民間事業者による占用範囲を施設毎の占用からエリア全体の占用に拡大

河川管理施設整備や占用区域外の清掃・除草等を実施することが条件となります。

- ## ○民間事業者への情報発信

ポテンシャルリストの公表

(民間事業者の参入の参考となる河川裏の河川敷地における活用可能な河川敷地の一覧表)

※河川敷地占用許可準則に基づく社会実験を活用

規制緩和の対象サイト（河川裏）



【ポテンシャルリストの公表】

建設箇所		地区名	河川名	場所	利用用途	開発年度	
河川事務所		市町村	河川事務所	河川事務所	河川事務所	河川事務所	河川事務所
〇〇県	〇〇市	〇〇市	〇〇川	〇〇川	〇〇川	〇〇川	〇〇川

※公表イメージ

※公表イメージ

占用範圍

ex. 清掃・除草範圍

【河川管理施設整備や清掃・除草に充当】 占用範囲

占用範圍

ex.

总结

河川施

河川敷

※イメージ

加古川の賑わいづくりで地域の活性化へ

～RIVASITE(リバサイト)を適用した河川空間のオープン化の区域を指定～

全国初の適用！

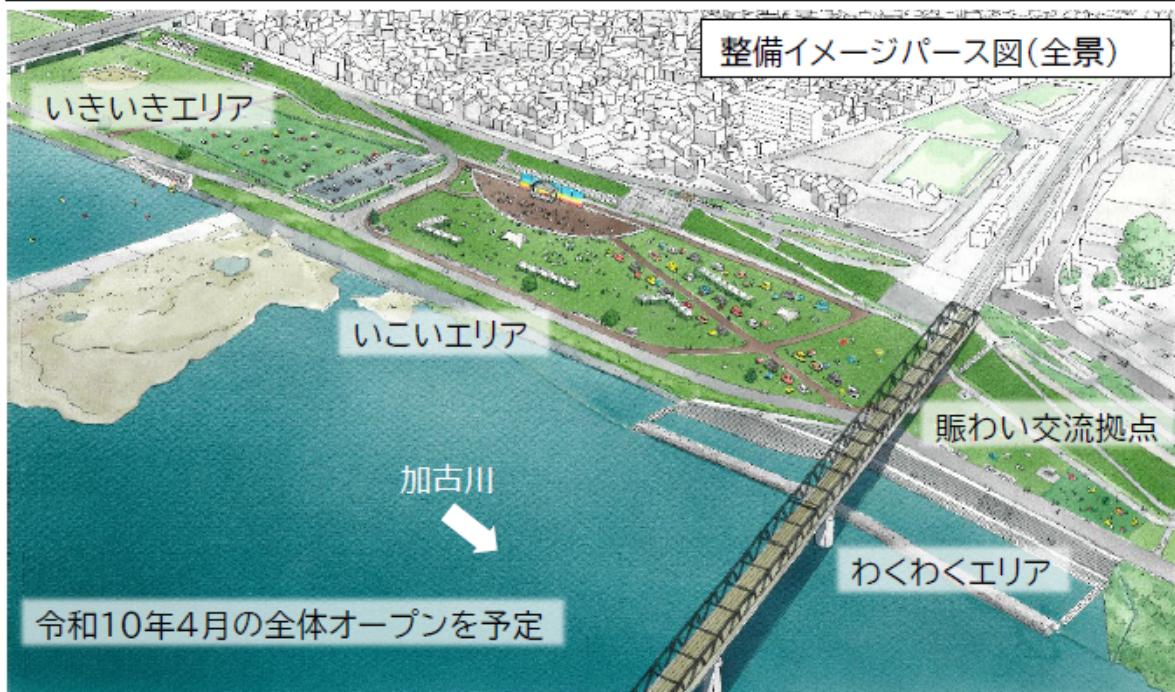
R7.6.27

— 姫路河川国道事務所 —

近畿地方整備局は、加古川市からの要望を受けて、河川敷地占用許可準則に基づいて、全国初の事例となるRIVASITE（リバサイト）を適用した都市・地域再生等利用区域（河川空間のオープン化）を、令和7年6月27日付で指定しました。



整備イメージパース図(全景)



指定の概要

- ・指定範囲：加古川左岸 加古川河川敷緑地河原地区周辺
- ・指定年月日：令和7年6月27日
- ・許可施設（予定）：園路、広場、飲食店、船着場ほか
- ・都市・地域再生等占用主体：加古川市
- ・RIVASITE：河川管理者にかわり、加古川市が堤防清掃や占用区域外の日常管理を実施することで、許可期間の更新が保証される措置を適用。

加古川市かわまちづくり地区における
都市・地域再生等利用区域指定書 伝達式

富本事務所長

岡田市長

姫路河川国道事務所長から加古川市長に指定書を伝達

指定により期待される効果

- 河川空間のオープン化により、民間事業者による店舗営業等が可能となり、RIVASITEの適用により、従来よりも長期間にわたる河川占用が可能となります。
- 将来にわたっての持続的な河川空間の賑わいが見込めると共に、多くの人が加古川を訪れることで、地域からの加古川に対する注目度がますます倍増することが期待されます。



河川敷でのイベントのようす



【問合せ先】

国土交通省 近畿地方整備局
姫路河川国道事務所 河川管理第一課
TEL 079-282-8505



加古川de リバー Kitchen



2022年 7日間 3425人

2023年 2日間 1395人



2024年 1日間 1570人



ご清聴ありがとうございました